

治療の前に知っておきたい

医療費控除について

歯科治療にかかる費用は、決して安いとはいえません。支払った医療費が10万円を超える場合、一部の金額が戻ってくる**医療費控除**をご存じですか？**医療費控除**について、知っておきたい基礎知識をまとめてみました。



1年間10万円以上の医療費を支払った場合に、納めた税金の一部が還付されます

1年間で支払った
医療費に応じて
**税金が
少なくなる!!**

1年間に10万円以上の医療費を支払った場合に、納めた税金の一部が還付されます。

医療機関から受け取った領収証、通院の際にかかった交通費などの領収証などは大切に保管しておきましょう。

その年の1月1日から12月31日までに10万円以上の医療費を支払った場合、確定申告を行うことによって、支払った金額の一部が戻り(所得税の還付)、かつ翌年度の住民税も下がります(住民税の減額)。医療費控除によって、実質的に医療費を下げることができますので、積極的に活用しましょう！

申告し忘れても、5年前までさかのぼって医療費控除を受けることができます。申告の際に必要な書類や医療機関から受け取った領収証、通院の際にかかった交通費や費用の領収証などは大切に保管しておきましょう。

医療費控除の条件

- ①自分や家族が、1年間(1/1～12/31)に支払った医療費の合計が10万円以上であること
- ②所得が200万円未満の場合は、医療費の合計が年間の所得の5%を超えていること
- ③所得税を納税していること(納税した所得金額が還付される上限です)
- ④医療保険等で補填された場合には、その金額を除いた医療費が対象です

対象となる医療費は？

医療費控除の対象となるものは虫歯や歯周病のための治療以外に入れ歯・インプラントの費用があります。

【医療費控除の対象となるもの】

- ▽むし歯治療・歯周病治療・抜歯・入れ歯・セラミックや金属のインレー、クラウン、差し歯など
- ▽インプラント・咀嚼障害や噛み合わせの改善を目的とした歯科矯正
- ▽交通機関(電車・バス・タクシー)による通院費(家族を含む)

医療費控除をローンなど分割で支払ったときは？

インプラントや矯正治療、審美治療費などでデンタルローンなどの分割払いで支払う場合も医療費控除は適用されます。

デンタルローンを利用した場合、信販会社が立替払いをした金額は、その患者様のその立替払いをした年の医療費控除の対象となります。

※金利および手数料相当分は医療費控除の対象になりません。



HEARTFUL ASSOCIATES
SMILE DENTAL CLINIC
医療法人ハートフル会 すまいる歯科

還付金はどのくらい戻ってきますか？

還付金は1年間で支払った医療費（10万円以上）から、医療保険などの保険金と10万円（所得が200万円以下の場合、所得の5%）を差し引いた金額が、医療費控除の対象となります。この金額から、申告者が支払っている税金（所得税）の税率を掛けた金額が還付されます。なお、還付金は申告してから約1カ月くらいで指定口座に振り込まれます。

【医療費控除の計算式】

$$\text{医療費控除額 (最高200万円)} = \text{その年に支払った医療費の合計} - \text{保険金などで補填される金額} - 10\text{万円}$$

【還付金の目安】

$$\begin{aligned} \text{還付される所得税の目安} &= \text{医療費控除額} \times \text{所得税率} \\ \text{住民税の軽減額} &= \text{医療費控除額} \times \text{一律10\%} \end{aligned}$$

軽減される税額

※所得税率は、国税庁「所得税の税率による」

(参考) 平成30年度の所得税率・・・総所得金額に対する税率

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円～330万円以下	10%
330万円～695万円以下	20%
695万円～900万円以下	23%
900万円～1800万円以下	33%
1800万円～4000万円以下	40%
4000万円以上	45%

医療費控除ここがポイント！



- ① 一人暮らしで住居が別の場合や、共稼ぎで妻が扶養控除から外れている場合でも、生計が一緒であれば医療費を合算して、夫もしくは妻のどちらからでも申告することができます。
- ② レシートや領収書を一つの場所に保管する他、家計簿や医療費用のノートなどを作って、治療を受けた方の氏名、支払い年月日、支払先、支払金額などの明細を記録しておくとう便利です。
- ③ 所得が多い人が申告した方が戻ってくる金額（還付金）が多くなります。

医療費控除の申告をするときに用意するもの



- ✓ 還付申告をする年の給与所得の源泉徴収票
- ✓ 還付申告をする年の医療費のレシート、領収書、交通費などのメモ
- ✓ 保険金で補填された金額がある場合には、その金額のわかるもの
- ✓ 申告者の口座番号（還付金を振り込む口座。申告する本人の口座が必要）
- ✓ 印鑑